

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正による猟法の禁止及び制限の解除を求める意見書

国は、地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制の見直し、鳥獣の保護施策の強化等を内容とする「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正し本年4月から施行されたところであります。

和歌山県、とりわけ中山間地域を多く抱える紀南地域におきましては、近年の厳しい農林業情勢や急傾斜農地が多い等決して恵まれているとは言えない地理的条件のなか、農林業の振興や農山村の保全に意欲を燃やしております。しかしながら、野生鳥獣による農林産物被害は依然として高い水準で推移しており、その被害が農林業経営に大きな影響を与え、その振興や生産に対する意欲を減退させ、最終的には離農離林を余儀なくされる場合もあるなど、過疎化・高齢化が進む地域農林業に更なる負の要因をもたらしている状況であります。

イノシシやシカ等の狩猟鳥獣については、有害鳥獣としての捕獲はもとより、狩猟期の捕獲によって生息数の調整がなされている状況であり、この狩猟圧が野生鳥獣による農林産物被害を抑制する重要な役割を果たしていますが、狩猟者、特に銃猟による狩猟登録者数の減少や高齢化が顕著であり、将来的には、この方法による生息数の調整は、今までのような成果を期待することは困難であると懸念されることから、当地域では、農林業者に網・わなの狩猟免許の取得を推進し、鳥獣害対策の自己防衛手段のひとつとして、一定の成果を上げつつあります。

今回の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」の改正により、「くくりわな」については、輪の直径が12cmを越えるものが禁止されることとなりましたが、当地域では、ツキノワグマ等の錯誤捕獲もなく、また、輪の直径が12cm以下では、大型野生動物であるイノシシやシカといった農林産物に被害をもたらす鳥獣についての捕獲は困難であるため、激増するイノシシ及びシカによる農林産物被害の状況を鑑み、イノシシ及びシカを保護管理すべき特定鳥獣と定め、この「くくりわな」の制限の解除を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 7月 4日

田 辺 市 議 会

(提出先)

和 歌 山 県 知 事